# 介護保険・介護予防では自立支援のために

# こんなサービスが利用できます

	※「自立」「事業対象者」「要支援 1・2」「要介護 1~5」については P.10~11 を参照してください						
			利用できる人			掲載	
	サービスの種類		自立	事業 対象者	要支援 1·2	要介護 1~5	ページ
通所		通所介護	×	×	×	0	<b>⇒</b> P.20
		地域密着型通所介護	×	×	×	0	<b>⇒</b> P.26
して利用する	<ul><li>●日常生活の支援を受ける。</li><li>●運動、レクリエーションを 行う。</li></ul>	介護予防型デイサービス	×	0	0	×	<b>⇒</b> P.29
する		活動型デイサービス	×	0	0	×	<b>⇒</b> P.29
		(介護予防) 認知症対応型通所介護	×	×	0	0	<b>⇒</b> P.26
	<ul><li>専門職による機能向上訓練 を短期集中的に行う。</li></ul>	通所型短期集中予防サービス	×	0	0	×	<b>⇒</b> P.29
	<ul><li>リハビリテーションを行う。</li></ul>	(介護予防) 通所リハビリテーション	×	×	0	0	<b>→</b> P.20
訪問		訪問介護	×	×	×	0	<b>→</b> P.21
を受	●日常生活の支援や介助を受ける。	夜間対応型訪問介護	×	×	×	0	<b>⇒</b> P.26
けて		介護予防型訪問サービス	×	0	0	×	<b>→</b> P.28
利用す	<ul><li>訪問を受けて利用する</li><li>●日常生活の支援や介助を受ける。</li><li>・家事など日常生活の支援を受ける。</li></ul>	生活支援型訪問サービス	×	0	0	×	<b>→</b> P.28
3		生活サポート事業	×	0	0	×	<b>⇒</b> P.28
	<ul><li>専門職による指導を短期集中的に受ける。</li></ul>	訪問型短期集中予防サービス	×	0	0	×	<b>→</b> P.28
	<ul><li>リハビリテーションを行う。</li></ul>	(介護予防) 訪問リハビリテーション	×	×	0	0	<b>⇒</b> P.21
	●入浴をする。	(介護予防) 訪問入浴介護	×	×	0	0	<b>→</b> P.21
	● 医療的な支援を受ける。	(介護予防) 訪問看護	×	×	0	0	<b>→</b> P.21
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	×	×	×	0	<b>→</b> P.26
		(介護予防) 居宅療養管理指導	×	×	0	0	<b>⇒</b> P.22
入居		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	×	×	×	(要介護3以上)	<b>→</b> P.25
・入所して利用する	●日常生活上の介護などを受	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	×	×	×	(要介護3以上)	<b>→</b> P.27
して利用	ける。	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	×	×	0	0	<b>→</b> P.22
でする		地域密着型特定施設入居者 生活介護	×	×	×	0	<b>→</b> P.27

介護保険・介護予防のサービスについて

サービスの種類			利用できる人				· 掲載
		自立	事業 対象者	要支援 1·2	要介護 1~5	ページ	
入居	<ul><li>リハビリテーションを行う。</li></ul>	介護老人保健施設 (老人保健施設)	×	×	×	0	<b>→</b> P.25
入所し	●長期療養する。	介護医療院	×	×	×	0	<b>→</b> P.25
して利用する	●短期間入所する。	(介護予防) 短期入所生活介護/療養介護	×	×	0	0	<b>→</b> P.22
用する	<ul><li>■認知症の人が共同生活を行う。</li></ul>	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×	(要支援2以上)	0	<b>→</b> P.27
利複用合するに	●通所、訪問、泊まりを一体	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	×	×	0	0	<b>→</b> P.27
るに	的に利用する。	看護小規模多機能型居宅介護	×	×	×	0	<b>→</b> P.27
生活	●福祉用具をレンタルする。	(介護予防) 福祉用具貸与	×	×	0	0	<b>→</b> P.23
生活する環境を整える	●福祉用具を購入する。	(介護予防) 特定福祉用具販売	×	×	0	0	<b>⇒</b> P.23
環境	● 仕字功権の助式を受ける	(介護予防) 住宅改修費支給	×	×	0	0	<b>⇒</b> P.24
を整	<ul><li>●住宅改修の助成を受ける。</li></ul>	高齢者住宅改造助成	×	×	(所得制限等あり)	(所得制限等あり)	<b>→</b> P.30
る	● 紙おむつの支給を受ける。	すっきりさわやかサービス	×	×	×	0	<b>⇒</b> P.30
	<ul><li>自宅で理髪のサービスを受ける。</li></ul>	福祉理髪サービス	×	×	×	(要介護3以上、非課税世帯)	<b>⇒</b> P.30
	<ul><li>● タクシー利用の助成を受ける。</li></ul>	外出支援サービス	×	×	×	(要介護3以上)	<b>→</b> P.30
	<ul><li>介護車両の購入、または改造の助成を受ける。</li></ul>	らくらくケアカー改造助成	×	×	×	(要介護3以上、所得制限等あり)	<b>→</b> P.30
	●電話機の貸与を受ける。	日常生活用具給付等	0	(独居または高齢者の	ります。 み世帯で非課税世帯		<b>→</b> P.31
	<ul><li>電磁調理器、火災警報器、 自動消火器の給付を受ける。</li></ul>	口市工场份关和议守	×	×	(独居·高齢者世	帯で非課税世帯)	<b>⇒</b> P.31
	●お弁当の配達を受ける。	配食サービス	×	O (低	(大き状態など条件あ	<b>O</b>	<b>⇒</b> P.31
を受り	<ul><li>ふとんの水洗いのサービス を受ける。</li></ul>	ふとんクリーンサービス	(独居	または高齢者のみ世	る。 帯、または、要介護、	3以上)	<b>⇒</b> P.31
	● 緊急通報システムの機器を 設置する。	緊急通報システム	(独居	高齢者のみの世帯、	昼間・夜間独居のA	高齢者)	<b>⇒</b> P.31
	<ul><li>認知症個人賠償責任保険に加入する。</li></ul>	認知症高齢者等 個人賠償責任保険	O	認知症の人あるいは!	図知症の疑いがある <i>。</i>	O	<b>⇒</b> P.31
行認 方知 不症	● GPS機器の貸与を受ける。	認知症高齢者等 探索システム利用支援	O (S	知症により道に迷う	りません おそれのある高齢者	等)	<b>→</b> P.30
明をある	<ul><li>認知症の人の情報を関係者で 共有し、日常的な見守り、行 方不明時の早期対応に活かす。</li></ul>	草津市認知症高齢者等 見守りネットワーク	O (S	の 知症により道に迷う	おそれのある高齢者	(等)	<b>⇒</b> P.31

# 在宅サービス

自宅など住んでいる居宅を中心にしたサービスです。

#### ●利用料について

通所

て利用する

介護保険

介護予防のサ

ビスにつ

い

利用者がサービス事業者に支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割~ 3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があ ります。

要介護1~5の人

通所介護事業所で、食事、入浴

などの日常生活上の支援や、生

活行為向上のための支援を日帰

通常規模の事業所の場合(7時間以上8

6.876円

8.119円

9,405円

10,690円

11,996円

りで行います。

サービス費用のめやす

時間未満)※送迎を含む

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

#### サービスの種類 通所介護 (デイサービス)



※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サー ビス事業の通所型サービスを利用できます。

#### 通所リハビリテーション (デイケア)

介護予防通所リハビリテーション



介護老人保健施設や医療機関 などで、食事、入浴などの日 常生活上の支援や生活行為向 上のためのリハビリテーショ ンを、日帰りで行います。

サービス費用のめやす(令和6年6月から) 通常規模の事業所の場合(7時間以上8 時間未満)※送迎を含む

113711/3) ···· 222 C 11 G			
要介護1	8,039円		
要介護2	9,526円		
要介護3	11,035円		
要介護4	12,818円		
要介護5	14,548円		

介護老人保健施設や医療機関などで、

要支援1・2の人

P29通所型サービスを参照し

てください。

食事などの日常生活上の支援や生活行 為向上のための支援、リハビリテーショ ンを行うほか、その人の目標に合わせ た選択的なサービス(運動器の機能向 ト (令和6年5月まで)、栄養改善、口 腔機能の向上)を提供します。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)(令和6年6月から) ※送迎、入浴を含む

安义版「	ם בתינוו	20,327
要支援2	1か月4	14,605円
(★選択的サービス)		
・運動器機能向上	1か月	2,373円
・栄養改善	1か月	2,110円
・口腔機能向上(Ⅱ)	1か月	1,688円

1か日23 927田

# ★選択的 サービスを 利用します

介護予防通所リハビリテーションの中で、要支援1・2の人に提供される 選択的サービスとして、次のようなプログラムがあります。利用者の目標 に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。なお、事業所 ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳細は各事業所にお問い合 わせください。

#### 運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、スト レッチや有酸素運動、筋力トレーニ ング、バランストレーニングなどを 行います。(令和6年5月まで)

#### 栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防する ための食べ方や、食事作りや食材購入 方法の指導、情報提供などを行います。

#### 口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯み がきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・ えん下機能を向上させる訓練などを行 います。

9

問を受けて利用する

◆要介護1~5の人も要支援1・2の人も、一部を除いて利用できるサービス の類型はほぼ同じですが、要支援1・2の人についてはより「目標志向型」 の介護予防サービスとなっています。

#### <sup>´</sup> 介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます

# サービスの種類

#### 訪問介護(ホームヘルプ)



※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービ ス事業の訪問型サービスを利用できます。

## 訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護



訪問リハビリテーション

訪問看護 介護予防訪問看護



#### 要介護1~5の人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、 入浴、排せつ、食事などの身体 介護や調理、洗濯などの生活援 助を行います。通院などを目的 とした、乗降介助も利用できます。

#### ■サービス費用のめやす

身	20分以上30分未満	2,610円
体介	30分以上1時間未満	4,140円
護	1時間以上1時間30分未満	6,066円
生活	20分以上45分未満	1,915円
援助	45分以上	2,354円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助1.037円 ※要支援では利用できません

※移送にかかる費用は別途自己負担 ※生活援助は独居や家族が病気など のため本人や家族が家事を行えな い場合、利用できます。

介護職員と看護職員が家庭を 訪問し、浴槽を提供しての入 浴介護を行います。

#### ■サービス費用のめやす 13,546円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させ るために、理学療法士や作業 療法士、言語聴覚士が訪問に よるリハビリテーションを行 います。

■サービス費用のめやす (1回につき)(令和6年6月から) 3,249円

※20分間リハビリテーションを行った場合

疾患などを抱えている人につ いて、看護師などが居宅を訪 問して、療養上の世話や支援 を行います。

#### サービス費用のめやす(令和6年6月から)

訪問看護ステーションから(30分未満)	5,039円
病院または診療所から (30分未満)	4,269円

# 要支援1・2の人

P28訪問型サービスを参照し

てください。

居宅での生活行為を向上させ る訓練が必要な場合に、理学 療法士や作業療法士、言語聴 覚士が訪問によるリハビリ テーションを行います。

9,159円

居宅に浴室がない場合や、感染

症などの理由からその他の施設

における浴室の利用が困難な場

合などに限定して、訪問による

入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす

■サービス費用のめやす (1回につき)(令和6年6月から)

3,143円 ※20分間リハビリテーションを行った場合

疾患などを抱えている人につい て、看護師などが居宅を訪問し て、介護予防を目的とした療養 上の世話や支援を行います。

サービス費用のめやす(令和6年6月から)

訪問看護ステーションから (30分未満)	4,825円
病院または診療所から (30分未満)	4,087円

介護保険

#### ●利用料について

利用者がサービス事業者に支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割~ 3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があ ります。

訪

# 問を受けて利用する

短期間

入所

する

# 居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導



サービスの種類

医師、歯科医師、薬剤師、管 理栄養士、歯科衛生士などが 居宅を訪問し、療養上の管理 や指導を行います。

要介護1~5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管 理栄養士、歯科衛生士などが 居宅を訪問し、介護予防を目 的とした療養上の管理や指導

介護老人福祉施設や医療施設

に短期間入所して、介護予防

を目的とした日常生活上の支

援や機能訓練などが受けられ

■サービス費用のめやす(1日につき)

介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型·多床室)

介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)

4,758円

5,918円

6,405円

8.088円

を行います。

要支援1・2の人

#### サービス費用のめやす(令和6年6月から)

医師による指導

5,150円(1か月に2回まで)

ます。

要支援2

要支援1 要支援2

#### 短期入所生活介護/ 療養介護 (ショートステイ)

介護予防短期入所生活介護/療養介護



特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設や医療施設 に短期間入所して、日常生活 上の支援や機能訓練などが受 けられます。

サービス費用のめやす(1日につき) ●短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併設型·多床室)

要介護1	6,361円
要介護2	7,089円
要介護3	7,859円
要介護4	8,598円
要介護5	9,326円

#### ●短期入所療養介護

/			
要介護1	8,673円		
要介護2	9,196円		
要介護3	9,864円		
要介護4	10,418円		
要介護5	10,993円		

要介護1	8,673円
要介護2	9,196円
要介護3	9,864円
要介護4	10,418円
要介護5	10,993円

有料老人ホームなどに入居し ている高齢者に、日常生活上 の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす

「日につざ)	
要介護1	5,663円
要介護2	6,364円
要介護3	7,095円
要介護4	7,774円
要介護5	8,495円

有料老人ホームなどに入居し ている高齢者に、介護予防を 目的とした日常生活上の支援 や介護を提供します。

■サービス費田のめやす(1円につき)

	7 7 ( ПССС
要支援1	1,912円
要支援2	3,270円

#### 福祉用具貸与・購入、住宅改修

# 生活する環境を整えるサービス

# 福祉用具をレンタルする

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

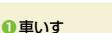
3スロープ(工事をともなわないもの)

(2) 移動用リフト(つり具の部分を除く)

# 福祉用具貸与

【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の 品目)をレンタルするサービスです。



- ②車いす付属品(電動補助装置など)
- 会特殊寝台
- ⁴ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)
- 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- **②**手すり(工事をともなわないもの)
- □~⑤、□□の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
- ⑥の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1~3の人は利用できません(尿のみを吸引するものは除く)。

9 歩行器

⑩歩行補助つえ

**(B)** 自動排泄処理装置

❶認知症老人徘徊感知機器

#### ●利用者負担について

- ※レンタル費用の1割~3割です。支給限度額(15ページ参照)が適用されます。
- ※用具の種類や事業者により金額は変わります。

# 福祉用具を購入する

#### 申請が必要です

# 特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の 指定を受けた事業者から購入したと き、購入費が支給されます。

#### ●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町 村に申請すると、同年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に 費用の9割~7割が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません ので、ご注意ください。

- ※事業所の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ費用の9割~7割を 事業所に支払い、残りを市が事業者に支払う方法(受領委任払)もあり
- ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

#### ● 腰掛便座

- ② 自動排泄処理装置の 交換可能部品
- 3 入浴補助用具
- 4 簡易浴槽
- 6 移動用リフトの つり具の部分
- 6 排泄予測支援機器
- ☑ 固定用スロープ
- 3 歩行器 (歩行車を除く)
- 9 歩行補助つえ (松葉づえを除く)

在宅に近い

暮らしをする

介護保険

介護予防のサービスについて

介護保険

介護予防のサービスについて

# 住宅改修

#### 工事着工前の事前の申請が必要です!

※有資格の市担当職員が専門的観点から利用者の自立支援を助ける 内容の改修となっているか、確認します。

引き戸等への扉の取り替え -

# 住宅改修費支給

#### 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改 修をしたとき、20万円を上限に利用者負担 分を除いた金額が支給されます。

- ●洋式便器などへの便器の取り替え-
- ●段差の解消
- ●滑りの防止および移動の円滑化等のための− 床または通路面の材料の変更



#### ●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割~7割が支 給されます。

●手すりの取り付け

- ※施工事業者の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ改修費の1~3割を事業者に支払い、残りを市が事業者に 支払う方法(受領委任払)もあります。
- ※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときなど、再度の給付を受けられる場合があります。

# 手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談・施工事業者の選択



市区町村へ事前に申請/市区町村の確認

工事の実施・完了/支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

#### 申請に必要な書類

- ●介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給事前承認申請書
- ●工事内容見積書
- 介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各 費用などが適切に区分してあるもの。
- ※工事料金の支払いが前金と工事後などに分かれ、前金を 工事の事前承認が下りる前に支払われている場合、介護 保険の対象外の工事であった際は、介護保険の給付とし て支給することができませんのでご注意ください。
- ●住宅改修が必要な理由書(草津市高齢者等住宅 改修(改造)にかかる所見および確認書(写し)) ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- ●改修前の日付入りの写真
- ●改修箇所を記入した平面図
- ●住宅の所有者の承諾書

(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

#### 提出に必要な書類

- ●介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書
- ●住宅改修に要した費用の領収書(原本確認必須・写し可)
- ●請求書(写しでも可)
- ●工事費内訳書
- ●完成後の状態を確認できる書類 改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- ●草津市高齢者等住宅改修(改造)にかかる所 見および確認書(原本)

# 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し 込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

●更支援の人は 施設サービスは利用できません

マ女メ	要支援の人は、施設サービスは利用できません。		
	サービスの種類	要介護1~5の人	
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。	
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。	
	介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。	

●振込口座の通帳の写し

# 地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の特性に応じたサービスを利用できます。 ※サービスの種類の細字は、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

#### ●利用料について

利用者がサービス事業者に支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割~ 3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があ ります。

どが受けられます。

# み なれ た地域で生活をする

介護保険

介護予防のサー

ビスについて

#### サービスの種類

#### 定期巡回•随時対応型 訪問介護看護

※要支援1.2の人は利用できません。



#### サービスの内容

日中・夜間を通じて、定期的 な巡回と随時の通報により居 宅を訪問してもらい、入浴、 排せつ、食事などの介護や、 日常生活上の緊急時の対応な

#### ■サービス費用のめやす

(1か月につき) 一体型訪問看護サービスを行わない場合

要介護1	58,272円
要介護2	104,004円
要介護3	172,698円
要介護4	218,461円
要介護5	264,204円

#### ■サービス費用のめやす

(1か月につき)

一体空前向有競り一に人で11万場口		
要介護1	85,022円	
要介護2	132,819円	
要介護3	202,743円	
要介護4	249,930円	
要介護5	302,788円	

#### 夜間対応型訪問介護

※要支援1・2の人は利用できません。



24時間安心して在宅生活が送 れるよう、巡回や通報システ ムによる夜間専用の訪問介護 です。

#### ■サービス費用のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	10,582円/月
定期巡回サービス	3,980円/回
随時訪問サービス	6,066円/回

#### 地域密着型通所介護

※要支援1・2の人は介護予防・生活支援サー ビス事業の通所型サービスを利用できます。



定員が18人以下の小規模な通 所介護事業所で、日常生活上 の世話や機能訓練などを受け られます。

#### ■サービス費用のめやす

(7時間以 ト8時間未満の場合)

要介護1	7,868円/回	
要介護2	9,300円/回	
要介護3	10,784円/回	
要介護4	12,247円/回	
要介護5	13,710円/回	

#### 認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型诵所介護



認知症の方を対象に家族的な 雰囲気のデイサービスなど専 門的なケアを提供する通所介 護です。

#### ■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満) 単独型の施設を利用する場合

要支援1	9,083円
要支援2	10,138円
要介護1	10,486円
要介護2	11,626円
要介護3	12,765円
要介護4	13,915円
要介護5	15,054円

※原則として他の市町村のサービスは利用できません。

#### サービスの種類

#### 小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護



なれた地域で生活をする

#### サービスの内容

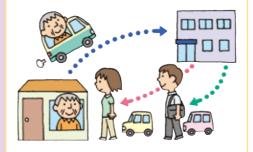
通いを中心に、利用者の心身 の状態や希望に応じて訪問や 泊まりのサービスを組み合わ せて多機能なサービスを提供 する小規模な拠点です。

#### サービス費用のめやす (1か月につき)

要支援1	36,397円
要支援2	73,554円
要介護1	110,331円
要介護2	162,153円
要介護3	235,887円
要介護4	260,342円
要介護5	287,054円

#### 看護小規模多機能型 居宅介護

※要支援1.2の人は利用できません。



小規模多機能型居宅介護と訪 問看護を組み合わせることで、 通所・訪問・短期間の宿泊で 介護や医療・看護のケアが受 けられます。

#### サービス費用のめやす

(1か月につき)

同一建物に居住する人以外の人に対して行う場合 要介護1 131,315円 183,728円 要介護2 要介護3 258,274円 要介護4 292,931円

331,354円

#### ■サービス費用のめやす

(1か月につき)

要介護5

同一建物に居住する人に対して行う場合

要介護1	118,307円
要介護2	165,540円
要介護3	232,701円
要介護4	263,929円
要介護5	298,543円

#### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

介護予防認知症対応型 共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者がスタッフの介 護を受けながら共同生活する 住宅です。



サービス費用のめやす (1日につき)

ユニット数1の場合

要支援2	7,952円
要介護1	7,994円
要介護2	8,370円
要介護3	8,610円
要介護4	8,788円
要介護5	8,976円

#### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(ユニット型)

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象 です。



入所定員が29人以下の小規模 な介護老人福祉施設に入所し、 生活機能の向上を目指して介 護や機能訓練及び療養上の世 話を受けます。

#### ■サービス費用のめやす (1日につき)

ユニット型個室を利用した場合

7,126円
7,868円
8,652円
9,415円
10,146円

#### 地域密着型特定施設 入居者生活介護

※要支援1.2の人は利用できません。



定員が29人以下の介護専用型 特定施設で、食事・入浴・排 せつなどの介護や、日常生活 上の世話、機能訓練などが受 けられます。

#### ■サービス費用のめやす (1日につき)

5,705円
6,416円
7,158円
7,837円
8,569円

# 介護予防・生活支援サービス事業

# 

# 自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

# 生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所の スタッフが訪問し、生活援助 (買い物、掃除等)を利用者 とともに行います。



利用料金とサービス提供限	詩間のめやす(1回につき)
利田料(1回につき)	サービス提供時間

利用料(1回につき)	サービス提供時間
2,364円	1回60分程度

# 介護予防型訪問サービス(訪問介護相当サービス)

ホームヘルパーなどの専門 職が訪問し、身体介護(食事 や入浴の介助)や生活援助 (買い物、掃除等)を利用者 とともに行います。



利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)			
利用料(1か月に	サービス提供時間		
週1回程度の利用	12,583円		
週2回程度の利用	25,134円	1回45分程度	
週2回程度を超える利用	39,878円	1四43万柱皮	

# 生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登 録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生 活援助(買い物、掃除等)を利用者とともに 行います。

※ご希望の内容やお住まいの地域によってはサービスを 提供できない場合があります。

<ul><li>利用料金とサービス提供時間のめる</li></ul>	みす(1回にへま)
が1円が抜くり一に大佐1会は1010101	マタ(ロロルンプ)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
1,300円	1回60分程度

#### ●利用料について

利用者がサービス事業者に支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割~3割です。初回利用時 や個別サービスの利用など別途加算が生じる場合があります。また、通所型サービスで食費や日常生活費が必要となる場 合は、別途自己負担となります。

# 

# 通所介護事業所等で、食事や運動などのサービスを受ける

# 活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどに よる、体操やレクリエーションなどのサービ スです。

#### 利用料(1回につき) サービス提供時間 5時間程度

## ■利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

	半日	2,999円	
※事業所により異な		なります。	

**「介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます** 

## 介護予防型デイサービス【通所介護相当サービス】

通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職 による入浴や移動、食事などの介助を受けな がら、体操やレクリエーションなどを行いま す。



■利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)		サーヒス提供時間
週1回程度の利用 (要支援1相当)	18,789円	3~5時間程度
週2回程度の利用 (要支援2相当)	37,839円	3. 30时间任反

※事業所により異なります。

# 期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す

# 訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士な どの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指 導を、期間を限定し短期集中的に行います。

- ●低栄養状態の改善に向けた支援
- 口腔機能の改善に向けた支援
- ●日常生活における基本動作の改善に向けた支援

利用料

■サービス提供時間および 期間のめやす

月1回60分程度を3か月間



# 通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力 づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、口腔や栄養のプログラム、 自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行います。

●通所・訪問一体型サービス (教室と訪問指導を一体的に提供するサービス) 利用料

■サービス提供時間および期間の めやす

通所:週1回90分程度を3か月

訪問指導:月1回45分程度を3

か月間

介護保険

介護予防のサービスについて

# 

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている方を対象にさまざまなサービスを実施しています。

#### 高齢者の在宅介護を支えるサービス (問合せ先長寿いきがい課 ☎561-2362)

#### ●福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪のサービスをします。年2回

対象となる方 65歳以上の要介護3~5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の方 (ただし被生活保護者は除く)

利用料 無料

#### ●認知症高齢者等探索システム利用支援

認知症等により道に迷うおそれのある高齢者等と介護されている家族等が安心して生活できるよう、高齢者等の所在を検索できる機器を無償で貸与します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または第2号被保険者で認定を受けておられる方

内 容 初期費用 (機器本体および付属品)、月額基本料金等は市で負担 現場急行料金、追加バッテリー料金、機器本体の紛失・破損時は利用者負担

#### ●高齢者住宅改造助成

改造費50万円を限度に7/12を助成(助成限度額 29万1千円)します。ただし、介護保険制度による住宅改修が優先されます。

対象となる方 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の準ねたきり(ランクA)以上に該当する65歳以上の方で、本人と配偶者および扶養義務者の所得が制限額を超えない方

\*事前に申請が必要ですのでご注意ください。

#### ●外出支援サービス

ストレッチャータクシー利用券等を交付します。

対象となる方 要介護3~5の在宅高齢者等

タクシー初乗り運賃相当分 6枚/3か月

ただし、身体障害者手帳1、2級等の方は障害福祉課で利用いただきます。

## ●らくらくケアカー改造助成(改造自動車に対する助成)

改造費7万5千円を限度に、介護車両の購入費等のうち、改造費相当分を助成します。

対象となる方 65歳以上の要介護3~5の在宅高齢者等(所得制限等あり)

種 類 新車購入助成および現に所有する車両に対する改造助成(上限7万5千円)、中古車購入助成(初年度登録年月から36か月以内の場合:上限4万5千円、37か月以上の場合:上限2万3千円)

\*購入および改造の前に申請が必要ですのでご注意ください。

#### ●家族介護教室

介護されている方や介護に興味がある方を対象に家族介護教室を実施します。

# ●すっきりさわやかサービス (紙おむつ等の支給) (問合せ先介護保険課 ☆561-2369

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象となる方 要介護1~5の紙おむつ等が必要な在宅高齢者等(なお、サービス登録申請時は在宅に限る)

利用料 月600円 (★一部利用者は1.200円または1.800円)

種 類 ・フラットタイプ ・テープ止めタイプ ・パンツタイプ ・尿とりパッド

\*サービス登録後、3か月以内の入院の場合、病院への持込が可能な場合は、支給します。持込ができない場合は、入院中に支払ったおむつ代のうち、月6,000円を上限として、市への請求によりその9割分(★一部利用者は8割分または7割分)を支給します。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。

生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を対象に、その心身 の状況等に応じて、さまざまなサービスを実施しています。

※サービスのご利用にあたっては、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランが必要な場合があります。

#### 高齢者の在宅生活を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 2561-2362)

#### ●日常生活用具給付等

日常生活用具を給付または貸与します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方で市民税非課税世帯の方(給付については、要支援1・2、要介護1~5の方に限ります)

給付電磁調理器、火災警報器、自動消火器 貸 与 高齢者福祉電話

利用料 無料 利用料 基本料および通話料は実費負担

#### ●配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当(昼食のみ)を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、 おかゆやきざみ食などにもできます。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、見守り等の支援及び栄養状態の改善が必要と 認められた方等

利用料 ●総合事業型…1食227円(食材費200円と配送料の一部27円)(★一部利用者は254円または281円)

●任意事業型…1食230円(食材費200円と配送料の一部30円)(★一部利用者は260円または290円) ※事業対象者または要支援者は総合事業型に、それ以外の方は任意事業型にそれぞれ区分されます。

#### ●ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯でふとんを干すことが困難な方、 または65歳以上の要介護3~5の高齢者

利用回数 水洗い 年2回(要介護3~5の方 年3回)

利用料 1組 (敷き布団1枚・掛け布団1枚・毛布1枚)1回当たり770円 (羽毛布団・和布団を除く。) (★一部利用者は1,540円または2,310円)

※上記組み合わせのうち、1枚を羽毛布団、または和布団に変更する場合は、別途、追加料金(1枚当たり50円)が必要です。(★一部利用者は、100円または150円)

#### ●緊急通報システム

緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、お電話による近況確認(月1回)や24時間対応の健康相談もいたします。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方、昼間・夜間独居の高齢者 利用料 無料

※一部の無線タイプの電話回線において、緊急通報がご利用できない場合があります。

※NTTのアナログ回線以外の回線において、停電時に緊急通報が使用できないなどの不具合が生じる場合があります。

#### 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク

(問合せ先 長寿いきがい課) **な**561-2372 高齢者の在宅生活を支えるサービス

31

認知症等により道に迷うおそれのある方を日常的に見守り、行方不明時の早期対応を行うための協力体制を構築します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または特定疾病による身体上、精神上の 障害がある第2号被保険者

利用料 無料

#### ●草津市認知症高齢者等個人賠償責任保隊

認知症の人あるいは認知症の疑いがある人が起こした事故等により法律上の損害賠償が発生し、その家族等に損害賠償責任が及んだ際に、市が加入する保険で補償します。

対象となる方 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録者のうち、草津市の住民基本台帳に 記録されている人で、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人

利用料 無料

#### 申請時のご注意!

平成28年1月以降、各種申請において(緊急通報システムおよび草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険を除く)、個人番号(マイナンバー)を記入することが必要となっています。また、本人への他人のなりすましを防ぐために本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。

# バ 人材センター ・社会福祉協議会のサービス

#### 保健サービス (問合せ先 健康増進課 2561-2323)

#### 健康手帳の交付(無料)

各種けん診、健康相談時に、けん診実施機関および健康増進課で交付します。 厚生労働省のホームページより、印刷していただくこともできます。 けん診結果等を記録し、健康管理に役立てていただくための手帳です。



# 節目歯科健康診查

6月~翌年3月に実施歯科医療機関で行います。

対象となる方 40・50・60・70歳(令和6年4月1日現在) 受診料 1,000円 (※下記①③の方は無料)

# 各種検診(対象年齢の基準を受診年度3月末日の年齢とします。)

各検診の部位において、自覚症状のある方、治療中あるいは経過観察中の方、検診 を受ける際に必要な体勢がとれない方、がん検診の結果が要精密検査の場合、精密 検査を受けることが困難な方は原則受けることができません。

※社会情勢等の理由により、各種検診が中止となる可能性があります。

【個別検診】集団検診も実施しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

種 類	対象者	受診料・実施の方法	
胃がん		2,300円 (※下記①③④の方は無料)	
(胃バリウム検査)	50歳以上	6月〜翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。	
胃がん (胃内視鏡検査)	50歳以上	3,100円(※下記①③④の方は無料) 6月~翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。	
大腸がん	40歳以上	上 500円 (※下記①③④の方は無料) 6月~翌年2月に実施医療機関で行います。	
肺がん・結核 40歳以上 700円 ★喀痰検査が必要な方は合計1,500円 (※下記①②の方は無料) 6月~翌年2月に実施医療機関で行います。			
乳がん	40歳〜49歳 の女性	1,900円(※下記①の方は無料)実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で41・46歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。	
40D.10	50歳以上の女性	1,400円(※下記①③④の方は無料)実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で51・56・61歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。	
子宮頸がん 20歳以上の女性 1.500円 (※下記①③④の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6:で21・26・31・36・41歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。		1,500円(※下記①③④の方は無料)実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和6年度末日で21・26・31・36・41歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。	
肝炎ウイルス	40歳以上	1,000円(※下記①②の方は無料) 令和6年度末日で40・45歳の方で過去に草津市肝炎ウイルス検診を受けたことのない方に無料クーポン券を送付します。 ★上記対象以外で本検診を受けたことのない方は事前に健康増進課で手続きを行ってください。 6月~翌年2月に実施医療機関で行います。受診は一生に1回です。	

#### 予防接種(高齢者肺炎球菌感染症、高齢者インフルエンザ、帯状疱疹、新型コロナウイルス)

	種類      対象者		対象者	接種料・実施の方法	
定期接種	定期	高齢者肺炎球菌感染症	接種日当日に65歳の方     接種日当日に60歳~65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料はひとり1回限り2.600円(※下記①の方は無料)。過去に一度でも接種された方は、助成の対象外となります。 65歳の誕生日の1日前から66歳の誕生日の1日前まで実施医療機関で接種することができます。	
	接種	高齢者 インフルエンザ	<ul><li>接種日当日に65歳以上の方</li><li>接種日当日に60歳~65歳未満で、心臓、 腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫の機能に障害がある方</li></ul>	接種料は今年度1回限り1,500円(※下記①の方は無料。接種料が変更となる場合は9月に広報します)。10月~12月に実施医療機関で接種することができます。	
横  帯状疱疹   ・接種日当日に65歳以上の方		● 接種日当日に65歳以上の方	● 帯状疱疹予防接種費用を助成します ビケン=1回接種完了で4,000円 シングリックス=2回接種完了で20,000円 接種日から1カ月以内または、令和7年3月31日までのいずれか早い日ま でに健康増進課まで申請ください。詳細はホームページをご確認ください。		
	※高齢者新型コロナウイルスについて接種料等の詳細は令和6年4月30日現在未定のため分かり次第、広報くさつ等でお知らせします。				

#### 〈受診料の免除について〉

- ①市民税が非課税世帯または免除世帯、生活保護世帯の方で受診日の1週間前までに健康増進課に申請書を提出 し(本人確認書類を持参、代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類も持参)、免除の決定通知を受けら れた方(申請に来られるのが難しい場合は健康増進課にご相談ください。)
- ②受診年度3月末日で65歳以上の方 ③受診年度3月末日で70歳以上の方
- ④65~69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示した方

#### 公益社団法人草津市シルバー人材センターのサービス

(問合せ先 草津市シルバー人材センター ☎568-8881 FAX 568-8883)

#### シルバー人材センターとは

60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員となり、ご依頼のあった内容に合わせて作業 させていただきます。(有料)

#### ●家事援助サービス

日常の家事のお手伝いをします。 例)家の一般的な掃除、洗濯、 衣類や部屋の整理、買物支援等

●除草作業

庭や空地等の除草作業を手刈りや機械刈りで行います。

●ふすま、障子、網戸の張替え ふすま、障子、網戸の張替えを行います。

#### ●庭木の剪定

庭の樹木の伸びすぎた枝や不要な枝を切 り、形を整えます。

#### ●大工仕事

簡易な大工仕事を行います。

#### ●空き家見守りサービス

空き家(空地)を定期的に訪問し、報告 書と写真で状況をお知らせします。

お気軽にお問い合わせください。担当者が見積もりに伺います。(無料)

草津市社会福祉協議会の事業(問合せ先草津市社会福祉協議会

#### ●車いすの貸し出し

病気やケガなどで歩行が困難な方に車いすを貸 し出しています。

#### 対象となる方

①草津市に居住する方

②草津市外に居住する方で、市内在住の親族 が申請を行うことができる方

利用料 無料 ※対象者②に該当する方…1回500円

※返却日から2か月間は再度貸出を受けることができません。 ※貸出期間を過ぎて返却いただく場合は、延滞料500円(そ の後1か月経過の都度500円を加算)を申し受けます。

#### 貸出期間の延長

- ●1回に限り最長2か月まで延長可
- ●延長料500円

※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。 ※予約はお受けいたしかねます。

※在庫がなく貸出できない場合があります。

#### ●電話訪問事業

ひとり暮らしの高齢者などに、傾聴ボランティ アが電話をかけ、話し相手をすることにより、 孤立や孤独、認知症を予防し、利用者が日常生 活を安心して送れるように援助します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや昼 間独居の高齢者

#### ●地域福祉権利擁護事業

(日常生活自立支援事業)

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、 通帳、証書、ハンコなどの預かりサービスをします。 対象となる方

- ①認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある 方などで判断能力が十分でない方
- ②日常生活を営む上で権利侵害を受けるなど ①に準じる方で、援助に係る契約内容につ いて判断し得る能力を有している方

利用料 有料(免除制度あり)

#### ●地域サロン事業

町内会単位などでボランティアのみなさんが中心と なって、町会館や集会所を利用して閉じこもりや介 護予防を目的としたサロンを開催しています。

対象となる方 おおむね65歳以上の高齢者とする

- ●閉じこもりがちな高齢者
- ●外出の機会の少ない高齢者等を含む

※詳しくは、草津市社会福祉協議会地域サロン活動支援員 にお尋ねください。

## ●心配ごと相談所

暮らしの中のさまざまな心配ごと、 悩みごとの相談に応じます。

相談日 平日(月~金曜日の10時から12時、13時から 15時まで)

場所草津市社会福祉協議会相談室 お申し込み・電話相談 ☎566-1266へ

※相談内容によっては、弁護士の相談(第1・3水曜日の 10時から12時まで)も受けることができます(要予約)。 ※年末年始、お盆、祝日は休みです。その他、都合により

#### ■福祉車両貸出事業

臨時で休みになることがあります。

市内に在住する高齢者や障害者等で車いす等を使用 しなければ外出困難な方、傷病等で外出が困難な方 に対して、草津市社会福祉協議会が所有する送迎車 を貸出しています。(生活保護受給者は除きます)

1回300円(駐車場代、有料道路通行料等は利用者負担) 貸出車両 軽自動車2台

利用時間

土・日曜日、祝日を除く平日 8:30~17:00 片道20km以内

(貸出対象者の居住地等を起点とした通算距離)

※車両貸出には申請が必要となりますので、一度お問合せください。

#### ■おむつ・リハビリパンツの給付

使わなくなったおむつやリハビリパンツの寄付を 受付け、必要とされている方にお渡しします。

※ご寄付でいただいた物品のため、数や種類には限りがあり、 お渡しできない場合があります。

# まずはご相談 ください 40ページへ 38ページ

自立して生活できるよう 支援します

●要支援1・2と認定された人は、総合事業 のサービスや、介護保険の介護予防サービ スを、また事業対象者と認定された人は総 ●介護に関する相談や心配ごと、悩 み以外にも、健康や福祉、医療や 生活に関することなど、なんでも ご相談ください。

合事業のサービスをそれぞれ利用できます。







社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師・地域経験の ある看護師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行 います。それぞれ専門分野が違いますが、互いに連携をとりながら 「チーム」として総合的にみなさんを支えます。

# みなさんの権利を 守ります

39ページ

●高齢のみなさんが安心していきいき と暮らすために、みなさんの持つさ まざまな権利を守ります。成年後見 制度の紹介や、虐待を早期に発見し たり、消費者被害などに対応します。

# さまざまな方面から みなさんを支えます 40ページへ

●高齢のみなさんにとってより暮ら しやすい地域にするため、さまざ まな機関とのネットワーク作りに 力を入れます。

#### 相談窓口(連絡先)は裏表紙へ

このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

# ●みんなでトーク (出前講座)

- ①「みんなの介護保険制度」
- ②「いきいき百歳体操」であなたのまちを元気にしましょう
- ③「認知症を知り、支え合えるまちを目指して」(認知症サポーター養成講座、P51参照)
- ④「オーラルフレイル(ささいなお口の衰え)について知りましょう」
- ⑤「フレイルってなに?~フレイルになる前に知っておきたいこと~」
- ⑥「未来ノート~生き方と逝き方を考えよう~」
- ⑦「近所力アップ講座」、「災害ボランティアセンターってなに?」、「ボランティア活動のすすめ」 等をテーマとして市の施策や事業の説明を行い、パートナーシップによるまちづくりをするため に市民と市職員がともに話し合います。

対象となる方 5人以上の団体やグループ(市内在住か在勤、在学している方)

実施日 平日(月~金曜日)のおおむね9時から17時の間で1時間30分まで。(会場の手配・準 備等は申込団体等でお願いします)

利用料 無料

お申し込み ①は介護保険課 介護保険係

**☎**561-2369∧

23456は長寿いきがい課 長寿政策係

または草津市社会福祉協議会

**☎**561-2372へ

⑦は健康福祉政策課

**☎**561-2360へ **☎**562-0084∧

●長寿祝金事業

9月の敬老月間に、長寿祝金を地域の民生委員児童委員などを通じてお渡しします。

対象となる方 9月15日現在、市内に3か月以上在住で対象年齢の人

満88歳、満99歳、満100歳以上……1万円

男女最高齢者……3万円

問合せ先 長寿いきがい課 **☎**561-2362

#### ●シルバーほっとカード

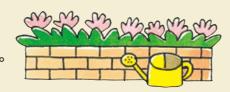
外出先での体調の急変や災害時に備え、家族等への迅速な対応が行えるよう配布しています。公 共施設を高齢者料金で利用する際の証明書としても使用できます。

対象となる方 65歳以上の方

問合せ先 長寿いきがい課 **☎**561-2362

●高齢者(65歳以上)の所得税・地方税上の「障害者控除」

身体障害者手帳等をお持ちでない方で、介護認定が「要 介護1以上」である場合、障害の状況により所得税・ 地方税上の「障害者控除」の対象となることがあります。 (ただし、本人の状態により該当しない場合があります)



問合せ先 長寿いきがい課 高齢者福祉係 ☎561-2362

# 地域包括支援センターについて

草津市では、中学校区に1か所ずつ、地域包括支援センターを設置しています。 身近な相談窓口として、お住まいの担当学区の地域包括支援センターをぜひご利用くだ さい。

※訪問等で職員が不在にしている場合があります。相談でお越しの際は、事前にご連絡ください。

# ◆草津市高穂地域包括支援センター

●住 所:山寺町837番地

(特別養護老人ホーム菖蒲の郷内)

電 話:561-8143 FAX: 561-9524

●担当学区:志津・志津南・矢倉



# ◆草津市草津地域包括支援センター

●住 所:草津三丁目9番14号

電話:561-8144 FAX: 561-9525

担当学区:草津・大路・渋川



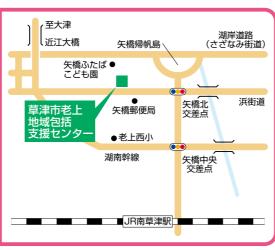
# ◆草津市老上地域包括支援センター

住 所:矢橋町885番地1

電 話:561-8145

FAX: 561-9526

●担当学区:老上・老上西



# ●草津市玉川地域包括支援センター

●住 所:笠山一丁目1番46号

(南笠デイサービスセンターあさひ内)

電 話:561-8146

F A X : 561-9527

担当学区:玉川・南笠東



# ◆草津市松原地域包括支援センター

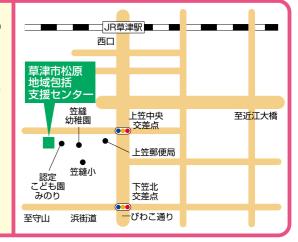
住 所:上笠一丁目9番11号

(上笠デイサービスセンター湯楽堂内)

電 話:561-8147

FAX: 561-9528

担当学区:山田・笠縫



# ◆草津市新堂地域包括支援センター

●住 所:志那中町25番地

(北部デイサービスセンター常耀の望内)

電 話:568-4148

F A X : 568-3529

担当学区:笠縫東・常盤

